

第5章 介護保険事業に係る費用と保険料の算出

第1節 事業費算出の流れ

介護保険事業費及び第1号被保険者介護保険料は、計画期間（令和6年度～8年度）における第1号被保険者数及び要支援・要介護認定者数の見込み、さらに、介護サービス及び地域支援事業にかかる費用見込みなどをもとに算定します。

1 財源

介護保険給付にかかる財源の半分は公費で、半分は第1号被保険者と第2号被保険者の保険料によりまかなわれています。このうち、第1号被保険者の負担割合は23%と定められており、介護保険料は所得などに応じて決めることになります。

2 算出方法

【事業費の見込み】
①介護保険給付費（総給付費）
+ ②特定入所者介護サービス費等給付額
+ ③高額介護サービス費等給付額
+ ④高額医療合算介護サービス費等給付額
+ ⑤算定対象審査支払手数料

⑥標準給付費見込額
⑥標準給付費見込額
+ ⑦地域支援事業費

⑧介護保険事業費見込額
⑧介護保険事業費見込額 × 23% = ⑨第1号被保険者負担分相当額
【市町村ごとに異なる係数】
⑨第1号被保険者負担相当額
+ ⑩調整交付金相当額
- ⑪調整交付金見込額
+ ⑫市町村特別給付費等
+ ⑬財政安定化基金負担額（拠出金見込額 + 償還金）
- ⑭財政安定化基金交付額
- ⑮介護給付費準備基金取崩額

⑯保険料収納必要額
【第1号被保険者の保険料額の計算】
⑯保険料収納必要額
÷ ⑰予定保険料収納率
÷ ⑱所得段階別加入割合補正後被保険者数

⑲保険料の基準額（年額）

第2節 事業費の見込み

1 介護予防給付の見込み

単位：千円

介護予防給付	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
居宅介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	-	-	-	-	-
介護予防訪問看護	12,870	13,187	13,489	14,536	15,584
介護予防訪問リハビリテーション	1,375	1,376	1,376	1,376	1,376
介護予防居宅療養管理指導	3,384	3,388	3,479	3,778	4,078
介護予防通所リハビリテーション	68,984	70,360	71,419	77,677	83,106
介護予防短期入所生活介護	3,286	3,290	3,290	3,610	4,173
介護予防短期入所療養介護（老健）	207	207	207	207	207
介護予防特定施設入居者生活介護	17,557	17,579	17,579	20,106	21,316
介護予防福祉用具貸与	23,286	23,704	24,172	26,127	28,059
特定介護予防福祉用具購入費	1,465	1,465	1,465	1,465	1,465
介護予防住宅改修	16,410	16,410	16,410	16,410	16,410
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	-	-	-	-	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	11,933	20,457	22,692	18,824	20,457
介護予防認知症対応型共同生活介護	8,860	11,828	11,828	11,828	14,785
介護予防支援	25,378	25,795	26,233	28,421	30,454
介護予防給付費 計	194,995	209,046	213,639	224,365	241,470

2 介護給付の見込み

単位：千円

介護給付	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
居宅介護サービス					
訪問介護	243,363	248,850	263,158	262,627	296,060
訪問入浴介護	13,938	13,956	14,965	14,714	16,732
訪問看護	86,011	88,779	92,359	94,378	104,655
訪問リハビリテーション	24,261	24,582	25,035	26,636	29,795
居宅療養管理指導	60,645	62,197	65,304	66,336	74,247
通所介護	450,945	460,977	467,304	495,519	554,520
通所リハビリテーション	166,303	171,989	174,098	184,795	207,517
短期入所生活介護	79,008	79,548	81,653	85,432	94,977
短期入所療養介護（老健）	16,453	16,474	16,474	19,362	21,824
特定施設入居者生活介護	145,422	150,348	150,348	165,853	184,578
福祉用具貸与	95,654	97,645	99,145	104,058	116,403
特定福祉用具購入費	1,456	1,456	1,456	1,456	1,752
住宅改修	10,144	10,144	10,144	10,144	12,097
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	44,665	47,976	47,976	50,559	58,737
認知症対応型通所介護	2,003	2,006	2,006	2,006	2,006
地域密着型通所介護	101,758	107,052	110,397	114,136	129,277
小規模多機能型居宅介護	138,092	220,188	257,684	212,046	238,641
看護小規模多機能型居宅介護	87,990	91,495	91,495	93,330	105,017
認知症対応型共同生活介護	496,567	522,305	550,451	575,149	647,247
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	103,840	103,972	103,972	118,218	136,302
施設サービス					
介護老人福祉施設	582,071	582,807	582,807	666,134	756,163
介護老人保健施設	636,659	637,465	637,465	733,670	819,678
介護療養型医療施設					
介護医療院	223,770	224,053	224,053	253,705	292,062
居宅介護支援	166,589	169,677	172,740	183,834	204,884
介護給付費 計	3,977,607	4,135,941	4,242,489	4,534,097	5,105,171

3 標準給付費の見込み

単位：円

区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
総給付費	4,172,602,000	4,344,987,000	4,456,128,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	84,179,263	85,451,293	86,673,648
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	99,387,132	100,910,115	102,353,606
高額医療合算介護サービス費等給付額	16,483,035	16,710,962	16,950,008
算定対象審査支払手数料	2,454,483	2,488,410	2,524,014
標準給付費	4,375,105,913	4,550,547,780	4,664,629,276

4 地域支援事業費の見込み

単位：円

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防・日常生活支援総合事業費	185,275,552	189,474,870	193,871,624
包括的支援事業・任意事業	83,184,824	92,444,750	92,884,262
包括的支援事業(社会保障充実分)	63,939,021	64,133,613	64,462,649
地域支援事業費	332,399,397	346,053,233	351,218,535

第3節 第1号被保険者介護保険料基準額

標準給付費見込額	13,590,282,969円
	+
地域支援事業費	1,029,671,165円
	=
介護保険事業費見込額	14,619,954,134円
	×
第1号被保険者負担割合	23.0%
	=
第1号被保険者負担分相当額	3,362,589,451円
	+
調整交付金相当額	707,945,251円
	-
調整交付金見込額	541,183,000円
	+
市町村特別給付費等	0円
	+
財政安定化基金負担額	0円
	-
財政安定化基金交付額	0円
	-
介護給付費準備基金取崩額	230,000,000円
	=
保険料収納必要額	3,299,351,702円
	÷
予定保険料収納率	99.5%
	÷
所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数(3年間)	53,081人
	≒
年額保険料	62,400円
	÷
月額に換算	12か月
	≒
月額保険料(基準額)	5,200円
【参考】介護給付費準備基金取崩額の影響額	363円
【参考】保険料基準額の伸び率(第9期/第8期×100)	103.8%

第4節 所得段階別保険料

介護保険料の所得段階については、被保険者の負担能力に応じた、段階の設定がされており、国の標準段階では、第9期計画期間は13段階となっています。

小郡市では、以下のような区分による14段階とします。

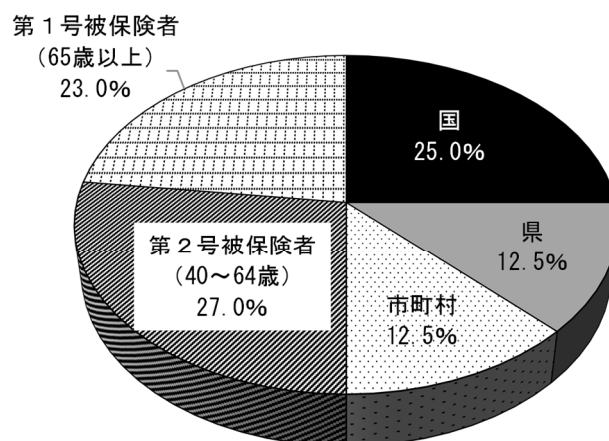
段階	対象者	保険料 の調整率	保険料額	
			(月額)	(年額)
第1段階	・生活保護受給者、市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者 ・市町村民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	基準額×0.455 (0.285)	2,360円 (1,480円)	28,320円 (17,760円)
第2段階	市町村民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の者	基準額×0.685 (0.485)	3,560円 (2,520円)	42,720円 (30,240円)
第3段階	市町村民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の者	基準額×0.69 (0.685)	3,580円 (3,560円)	42,960円 (42,720円)
第4段階	市町村民税本人非課税で世帯課税者のうち、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	基準額×0.90	4,680円	56,160円
第5段階	市町村民税本人非課税で世帯課税者のうち、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の者	基準額	5,200円	62,400円
第6段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が80万円未満の者	基準額×1.10	5,720円	68,640円
第7段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が80万円以上120万円未満の者	基準額×1.20	6,240円	74,880円
第8段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額×1.30	6,760円	81,120円
第9段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額×1.50	7,800円	93,600円
第10段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	基準額×1.70	8,840円	106,080円
第11段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	基準額×1.90	9,880円	118,560円
第12段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	基準額×2.10	10,920円	131,040円
第13段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	基準額×2.30	11,960円	143,520円
第14段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が720万円以上の者	基準額×2.40	12,480円	149,760円

※注 第1段階・第2段階・第3段階の括弧書きは、公費による軽減後の保険料・率

第5節 財源構成

1 介護保険給付費の財源構成

介護保険の財源は国、県、市の負担金と第1号被保険者、第2号被保険者の保険料で賄われています。



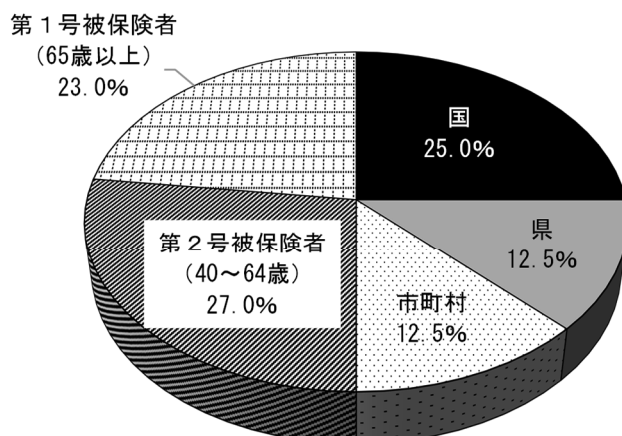
2 地域支援事業費の財源構成

地域支援事業には、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」があります。

「介護予防・日常生活支援総合事業」の財源構成は、介護保険給付費と同様に半分を公費（国が25.0%、県が12.5%、市町村が12.5%）で負担し、残りを被保険者の保険料（第1号被保険者（65歳以上の方）が23.0%、第2号被保険者（40歳から64歳までの方）が27.0%）で賄う仕組みとなっています。

「包括的支援事業」、「任意事業」の財源構成は、公費（国が38.50%、県が19.25%、市町村が19.25%）で負担し、残りを被保険者の保険料（第1号被保険者（65歳以上の方）が23.00%）で賄う仕組みとなっています。

<介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成>



<包括的支援事業・任意事業の財源構成>

